

●各課等の業務区分

(1) 議会事務局

【凡例】 S：緊急対策業務 A：継続業務 B：縮小（延期）業務 C：中止業務

| 区分 | 業務内容 | 備考 |
|----|---|----|
| S | <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等対策本部会議の編成及び区分に記載されている業務 ・ 新型コロナウイルス感染症発生時における他の課部局の応援に関する事 ・ 新たに発生した業務に関する事 | |
| B | (1) 文書の收受、発送、編さん及び保存に関する事。 | |
| B | (2) 公印の管理に関する事。 | |
| B | (3) 儀式、交際及び接遇に関する事。 | |
| B | (4) 議員の身分に関する事。 | |
| B | (5) 議員の議員報酬及び費用弁償等に関する事。 | |
| B | (6) 議員共済及び互助に関する事。 | |
| B | (7) 議場及び議会関係各室の管理及び取締りに関する事。 | |
| B | (8) 議会諸規定の制定改廃に関する事。 | |
| B | (9) 官公署及び各団体の連絡調整に関する事。 | |
| B | (10) 職員の人事、給与、厚生及び服務に関する事。 | |
| B | (11) 予算の経理並びに物品の購入及び管理保管に関する事。 | |
| B | (12) 議長会及び議員会、議友会等に関する事。 | |
| B | (13) 議会図書室の管理及び整備に関する事。 | |
| A | (14) 本会議に関する事。 | |
| A | (15) 常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び公聴会に関する事。 | |
| A | (16) 全員協議会及び議員協議会に関する事。 | |
| A | (17) 議案その他付議事件の処理に関する事。 | |
| A | (18) 議決及び決定事項の通知及び報告に関する事。 | |
| A | (19) 議員の出欠席に関する事。 | |
| A | (20) 議場の整理及び傍聴人に関する事。 | |
| B | (21) 会議録その他会議の記録調整に関する事。 | |
| A | (22) 請願及び陳情等の取扱いに関する事。 | |
| A | (23) 議会における選挙に関する事。 | |
| A | (24) 議案、請願、陳情等の調査に関する事。 | |
| B | (25) 議会の先例に関する事。 | |
| B | (26) 議会だよりに関する事。 | |
| B | (27) その他議会一般に関する事。 | |

●各課等の業務区分

(1) 監査委員事務局

【凡例】 S：緊急対策業務 A：継続業務 B：縮小（延期）業務 C：中止業務

| 区分 | 業 務 内 容 | 備 考 |
|----|---|-----|
| S | <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等対策本部会議の編成及び区分に記載されている業務 ・ 新型コロナウイルス感染症発生時における他の課部局の応援に関すること ・ 新たに発生した業務に関すること | |
| B | (1) 文書の收受、発送、編さん及び保存に関すること。 | |
| B | (2) 公印の管理に関すること。 | |
| B | (3) 交際及び接遇に関すること。 | |
| B | (4) 監査委員の身分に関すること。 | |
| B | (5) 監査委員室の管理及び取締りに関すること。 | |
| B | (6) 官公署及び各団体の連絡に関すること。 | |
| B | (7) 職員の人事、給与、厚生及び服務に関すること。 | |
| B | (8) 予算の経理並びに物品の購入及び管理に関すること。 | |
| B | (9) 監査委員の報酬及び費用弁償に関すること。 | |
| B | (10) 監査諸規定の制定改廃に関すること。 | |
| B | (11) 監査委員協議会に関すること。 | |
| B | (12) 監査資料に関すること。 | |
| B | (13) 各種監査計画に関すること。 | |
| B | (14) 監査委員会議に関すること。 | |
| B | (15) 定期監査に関すること。 | |
| B | (16) 臨時監査に関すること。 | |
| A | (17) 例月出納検査に関すること。 | |
| A | (18) 決算審査に関すること。 | |
| A | (19) 基金の運用状況審査に関すること。 | |
| A | (20) 健全化判断比率等の審査に関すること。 | |
| B | (21) 財政援助団体等に係る監査に関すること。 | |
| A | (22) 職員の賠償責任に係る監査に関すること。 | |
| A | (23) 直接請求による監査に関すること。 | |
| A | (24) 議会の要求による監査に関すること。 | |
| A | (25) 主務大臣の要求による監査に関すること。 | |
| A | (26) 知事の要求による監査に関すること。 | |
| A | (27) 長の要求による監査に関すること。 | |
| A | (28) 住民の要求による監査に関すること。 | |
| A | (29) 監査事項の通知及び結果報告並びに公表に関すること。 | |
| B | (30) その他監査一般に関すること。 | |

